

## 資料 21

### 七飯町水道事業給水条例及び七飯町公共下水道条例の一部を改正する条例の概要

経済部上下水道課

#### 1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正され、地方公共団体の歳入等についてスマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的として、指定代理納付者制度に代えて、指定納付受託者制度が導入されることから、七飯町水道事業給水条例（昭和47年条例第3号）及び七飯町公共下水道条例（平成元年条例第1号）の一部を改正する。

#### 2 改正内容

七飯町水道事業給水条例及び七飯町公共下水道事業条例中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

#### 3 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

七飯町水道事業給水条例新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>目次（略）</p> <p>第1条～第30条（略） （料金の納期及び徴収方法）</p> <p>第31条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 料金は、納入通知書により現金、口座振替若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>第32条～第42条（略）</p> <p>附則</p> <p>1・2（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第30条（略） （料金の納期及び徴収方法）</p> <p>第31条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 料金は、納入通知書により現金、口座振替若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>第32条～第42条（略）</p> <p>附則</p> <p>1・2（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>

## 七飯町公共下水道条例新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
<p>目次（略）</p> <p>第1条～第15条（略） （使用料の徴収）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 前項の使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、納入通知書により現金、口座振替若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第17条～第33条（略）</p> <p>附則 （略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第1条～第15条（略） （使用料の徴収）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 前項の使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、納入通知書により現金、口座振替若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付又は集金の方により毎月徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>第17条～第33条（略）</p> <p>附則 （略）</p> <p>別表（略）</p>